

令和5年10月31日（火）

第3回茅ヶ崎市教育基本計画審議会 資料1

**教育委員会の点検・評価結果報告書
（令和4年度 自己評価）に対する知見
（答申案）**

令和5年 月

茅ヶ崎市教育基本計画審議会

基本方針 1 の取り組みに対する知見

政策 1 児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

新型コロナウイルス感染症による児童・生徒の意識の変化に関しては、点検・評価で設定した指標を基に状況を追跡するだけでなく、学校生活の状況やアンケート結果等を活用し、より丁寧に児童・生徒の状況を把握しようとする姿勢が読み取れます。併せて、感染症まん延による児童・生徒への影響についても相談件数の推移やアンケート結果を基に現状把握に努めており、児童・生徒の心の変化を見逃すことなく、安心して学校生活を送るためのさまざまな配慮がなされています。

コミュニティ・スクールの取り組みに関しては、学校運営協議会制度を学校も地域も十分に理解し、それぞれが当事者意識を持って適切な運営を行うことが重要です。既に、先行して取り組みを進めている地域の好事例（児童・生徒が積極的に参画している事例等）や課題を、積極的に発信するなど教育委員会として適切なサポートにも取り組んでおり、今後の展開を期待します。

政策 1 に関しては、これまでの知見で指摘した点を参考にしつつ、政策の実施にあたって積極的に工夫・改善に取り組んでおり評価できます。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

「1-1 地域の教育資源を生かした学校運営」の「取り組み 2 地域住民等が参加した学校運営の体制の整備」に関してです。コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の方々が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら児童・生徒の豊かな成長を支える仕組みとして重要な役割を担っています。全国の導入状況と比べると茅ヶ崎市は決して早い導入ではありませんが、全小・中学校 32 校への導入の完了を令和 7 年度目途に取り組んでいる事等、市民の方々への周知と理解を一層図ることで、「地域と共にある学校づくり」の理念の実現を図っていただくことを期待します。

「1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実」の「取り組み 4 いじめ・不登校等に対する教

員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援」に関してです。未然防止や早期発見、適切な対応の実施のためにさまざまな活動に取り組むとともに、各学校の教職員に対しても弁護士有資格者等の専門家による研修会を実施するなどして、多面的・多角的に児童・生徒を支える取り組みが行われています。一方で、児童・生徒を取り巻く社会状況は厳しさを増すと同時に、抱える課題も多様化・複雑化しています。これまでの学校の知見を活かしつつも、より一層、関係機関や専門家等と連携・協力して、未然防止・早期発見に取り組むことを引き続き要望します。

政策2 質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」が到来する中で、2020 年代を通じて実現を目指す「令和の日本型学校教育」の在り方にかかる答申が令和 3（2021）年 1 月 26 日に出されました。その中で、「令和の日本型学校教育」の在り方を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」であるとしています。さらに答申では、学校教育が、その成果を十分あげることができかどうかは、教師の力に大きく依存していること、「令和の日本型学校教育」の実現可能性は、時代の変化に応じた高い資質能力を身に付けた教師を確保し、教師が生き生きと活躍できる環境を整備することができるかどうかにかかっている、としています。

こうした状況も踏まえて、茅ヶ崎市における教職員対象の研修の実施や教職員が働く上での環境整備への取り組みは、年々、工夫・改善がなされ充実していると捉えています。ぜひとも、茅ヶ崎市の教職員が生き生きと活躍できる環境を整備し、学校教育の充実に向け、さらなる質の向上を目指して取り組みを進めることを期待します。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

「2-1 教職員の教育活動への支援」の「取り組み 1 教職員の人事・福利厚生に関わる事務の実施」に関してです。統合型校務支援システムの実装準備やストレスチェックなど、教職員の長時間労働の是正や業務効率化につながる取り組みが確実に進められています。併せて、令和 5（2023）

年度には、茅ヶ崎市立学校職員の勤務実態や働き方改革に関する基本的な考え方を明らかにし、具体的な取り組みを示した働き方改革に関するプランの策定も予定されており、人材育成の観点からも評価できる取り組みです。こうした取り組みを通して、教職員が生き生きと活躍できる環境整備のさらなる充実を期待します。

「2-1 教職員の教育活動への支援」の「取り組み 2 教職員・教育関係者を対象にした研修の実施」と「取り組み 3 教職員の自主的な研修を支援」に関してです。平成 28（2016）年 11 月、教育公務員特例法が改正され、各地域の課題やニーズに応じた計画的な研修の実施が促進されるようになってきており茅ヶ崎市も例外ではありません。経験年数に対応した計画的な研修の実施や教職員の自主的な研修（取り組み 3 トワイライトセミナー）等、多様な選択肢を設ける中で、教職員自らが資質・能力の向上に取り組める仕組みが構築されています。併せて、感染症のまん延への対応や働き方改革の視点から、研修内容や方法に関してもオンライン・対面など工夫・改善が図られています。引き続き、こうした視点を大切に、多様なニーズに対応できる研修内容や方法により、受講者にとって満足度の高い研修が行われることを期待します。

令和 4（2022）年 8 月に文部科学省が「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」を公表しました。「第 1 章 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現（2） 服務監督権者や学校における研修推進体制の整備」で次のような記載があります。

「教師同士の学び合いは、校内だけでなく、学校を越えて行うことも考えられる。校内の同僚教師だけでなく、同一校種の他の学校の教師、別の学校種の教師など日常的に接する機会が少ない教師との協働的な学びは、対話を通じて、他の教師の教育実践を傾聴したり、自らの教育実践を振り返ったりすることで、自らの経験を再構成することにつながり、専門職としての教師の成長がより深化していく。」（ガイドライン P.3 抜粋・引用）

このことは、茅ヶ崎市が実施している「トワイライトセミナー」の趣旨とも合致しており、こうした講座の一層の充実が、新たな教師の学びの姿を実現していくことにもつながるものと考えます。ぜひ、内容・方法の一層の工夫・改善（例：オンラインの活用等）に努めていただくことを要望します。

基本方針 2 の取り組みに対する知見

政策 3 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

令和 4（2022）年度に見られた社会教育施設の来館者数及び事業参加者数の新型コロナウイルス感染症のまん延以前の状況への回復傾向は、いわゆる対面の事業が市民の学習ニーズに十分に応えられた成果と拝察されます。また、同年度に公民館等で Wi-Fi 環境が整備されたことで、児童・生徒によるタブレット端末を使う学習等、感染症への対策が副次的にもたらした ICT を活用した新たな学習形態の可能性が広がったことも大いに評価されます。社会教育に特徴的な対面かつ集合型の事業をいっそう充実させることに加え、自己評価で今後の方向性として書かれているように、特に多くの市民に興味・関心を持ってもらうためのガイダンスや「お試し」の受講、また個人学習を促すために、Web 会議システムや動画配信を充実させていただきたいです。現役世代や、体調不良や障がいがある方等で物理的に参加が困難であった利用者層を増やすためにも ICT の活用は大いに意義があり、実際に茅ヶ崎市では、令和 2（2020）年度以降の 3 年間に質の高いオンライン講座が企画・実施された実績があります。オンライン講座の参加者数や動画配信の再生回数は減少傾向にありますが、Wi-Fi 環境の整備をいっそう周知するとともに、最新の ICT 技術の動向を踏まえて講座の内容・方法の見直しと改善を行っていただきたいと思います。また、社会教育委員の会議や社会教育主事会等で、よりよい事業の検証と、検証結果の反映を図っていただくことを期待しています。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

「3-2 学びと交流を通じた地域の教育力の向上」の「取り組み 1 地域の小・中学校と連携した取り組みの実施」について、松林公民館による赤羽根中学校の科学部と連携した科学実験講座が行われたことは、児童・生徒による公民館利用を促すためにも優れた実践です。公民館と小・中学校との連携は全国的に多くはない実践であり、今後も連携事業を継続・発展させていただきたいです。図書館と社会教育課による学校での出前講座も継続・発展させていただきたい取り組みです。茅ヶ崎市では全ての小・中学校に学校司書が配置されていますので、学校図書館と市施設の

職員が定期的に情報交換を行い、年間計画の中で図書や実物資料等を活用したさまざまな教科の学習活動を充実させていくことも一案です。

「取り組み2 「子ども同士」と「保護者と子」の環を深める講座等の開催」については、公民館5館の連携事業「里山謎解き大冒険」やヨット乗船教室、宇宙教室等の魅力的な体験事業が企画・実施されたことが評価されます。また、新たに公民館でICT環境を利用した児童・生徒対象の講座の企画が検討されることは、あらゆる児童・生徒のICTスキル及びメディア・リテラシーの獲得の面でも、来館の時間的余裕や交通費等費用の捻出が困難、または心情的な理由で来館や事業参加が困難な児童・生徒の学習ニーズの充足のためにも意義があり、ぜひ進めていただきたいです。

重点施策とは異なりますが、読書を体験する環境の充実とともに、家庭教育・幼児期の教育を支え合う環境の醸成を目的に保健所と図書館が連携して実施し、ボランティアが読み聞かせを行うブックスタート事業に対し、審議会で議論が交わされました。同事業はコロナ禍前の実施率の値に回復しつつありますが、親子が絵本に触れる貴重な機会であることを鑑みて、さらなる実施率の向上のために配布時期等を再検討する必要があると言えます。また、青少年の居場所の創出のための取り組みである小学校ふれあいプラザの運営については、児童の直接体験の場を保障するための手がかりとして、実施回数の平均や利用者数の総計に限られない現状把握が求められます。いずれにしても、幼少期に始まる教育環境を充実するための施策は、不断の見直しが必要です。

「取り組み3 多様な主体と連携した学習機会の提供」については、地域の特性を生かした、さまざまな世代を対象とした多彩な事業の企画・実施が大いに評価されます。公民館で実施された家族を介護している方を対象とした地域包括支援センターとの連携事業や、シニア世代に向けた情報格差を解消するための講座は、単なるインストラクションではなく、参加者同士で学ぶことのできる学習機会として開かれる意義は大きいと拝察されます。

「取り組み4 市民主催の学習活動を支援」については、学習成果の発表会の開催、利用登録団体への施設・設備の貸し出し等の高い実績値により、効果的な支援が行われていることが示されています。体験学習センターのフリースペース貸し出し件数も増加しており、市民主催の事業が

活発であることが拝察されます。指定管理者導入以降も市民が主催する非営利の講座や学習活動が活性化されるよう、導入前の慎重な調整が必要と考えます。

政策 4 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

数年来の新型コロナウイルス感染症のまん延が終息したわけではありませんが、この感染症と“共生”していく新たな生活様式が生まれつつある中で、政策 4 の「郷土に学び未来を拓く学習環境の整備」も、旧来の活動を取り戻してきた感があります。

そのような中、令和 4（2022）年度、数年来準備を進めてきた茅ヶ崎市博物館が開館し、「2. 指標の推移 ①市人口当たりの博物館・民俗資料館の利用の割合」からも明らかなように、予想を大きく超えた入館者を得たことは、教育委員会を中心とした関係者の積年の努力が実を結んだものとして大いに評価できるものです。今後は、利用者である茅ヶ崎市内外の市民の潜在的な要望を的確に受け止めるとともに、小・中学校とのより一層緊密な連携を射程に入れて、茅ヶ崎市博物館がますます発展していくことを祈念しています。

また言うまでもなく、実物資料を用いた社会教育機関である“博物館”は、市民の皆さんに来館していただき、直接、御自分の眼で展示資料を見ていただく施設です。しかしながら、来館するための“足”を持たない高齢者や、頻繁に博物館を訪れる時間的余裕のない小・中学校の児童・生徒のために、SNS を用いた利用の拡大化や、その前提となる収蔵資料のデジタル化を進めていくことも、今日的な社会教育の姿ではないかと思われまます。この点において「4-1 郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開」の「取り組み 1 交流館・民俗資料館を拠点とした教育活動の実施」に掲げられている取り組み内容（実績）も高く評価できるところです。今後も庁内外の関係機関との連携を深め、新たな取り組みも大切ですが、まずは現状をしっかりと維持・継続していけるよう（現状が後退しないよう）、努力を重ねていただければ幸いです。なお、その際に教育委員会の所管外である茅ヶ崎市美術館との連携も、継続していただければ幸いです。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

茅ヶ崎市博物館が開館した今、教育委員会にとっての次の大きな課題は、言うまでもなく、国指定史跡となった下寺尾官衙遺跡群の保存・整備です。昨年度も、この「知見」において、「茅ヶ崎市教育委員会として、早急に、この下寺尾遺跡群の保存・整備に向けての具体的なタイムスケジュールを策定」して「取り組みを進めていただければ幸いです」と記しましたが、保存・整備が具体的に何時、完成するのかという具体的な“期限”をいち早く設定するべきです。茅ヶ崎市がこのような“期限”を明確に示した下寺尾遺跡群の保存・整備に向けての具体的なタイムスケジュールを策定して神奈川県に呈示しない限り、平成 27（2015）年の国による史跡指定から間もなく 10 年が経過しようとしている県立茅ヶ崎北陵高等学校の移転問題等は進展しないと思われます。いづれにしても、繰り返しになりますが、「郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開」の「取り組み 2 下寺尾官衙遺跡群の保存・整備」に掲げられている内容には、保存・整備が具体的に何時、完成するのかという具体的な“期限”が盛り込まれておらず大変、残念です。下寺尾官衙遺跡群の保存・整備が完了すれば、古代相模国高座郡の郡役所跡であるこの遺跡は、古墳時代の国造の支配を継承した奈良時代の郡役人（郡司）が統括した郡役所の典型例として、高等学校の歴史教科書に掲載されることは間違いのないところです。

ちなみに、下寺尾官衙遺跡群と同じ平成 27（2015）年に国指定史跡となった川崎市の橘樹（たちばな）官衙遺跡群は、クラウドファンディング等も既に実施され、令和 6（2024）年度に郡役所で税として集めた稲を貯蔵していた実物大の倉庫が現地に復元・整備され、市民の皆さんが熱望しておられる歴史公園がオープンする予定です。

基本方針 3 の取り組みに対する知見

政策 5 教育的効果を高める教育行政の推進

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

教育委員会や市長部局が連携して進める取り組みについて、関係各課間で多くの調整事務が行われました。その一つが、統合型校務支援システムの導入や茅ヶ崎市学校職員の働き方改革プランの策定であり、これからの学校教育の充実にとって重要不可欠な取り組みと言えます。また、基本方針 2 の取り組みについても、デジタルアーカイブ等の構築や国登録有形文化財の保存活用に関する計画策定に向けた調整が図られるなど、重要な取り組みが進んだことは評価できます。

一方、これまでの知見でも指摘した博物館や美術館といった社会教育施設と学校教育との連携に関しては、今まで以上に連携した取り組みを進める必要があると捉えています。茅ヶ崎市では、県内では珍しく市内に美術館と博物館さらには史跡等貴重な文化財を有しており、学校教育だけにとどまらず生涯学習の観点からも大変貴重な学びの場となっています。改めての指摘になりますが、それぞれの施設が相互に連携することで生まれる教育効果は大変大きいと考えます。美術館や博物館に関しては、その場に行くことが学びであり、そこから広がる学びは、まさに、今後の教育で重視されている「探究的な学び」を実践する場としても、その役割は大きいと言えます。ぜひ、利用者にとっても施設側にとってもメリットのある連携に向けた協議を進めていただくことが必要であると考えます。

全体的には、積極的に見直しを図られるなど、基本方針 3 の趣旨を反映した施策運営であると評価できます。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

「5-3 教育に関する基礎研究の推進」の「取り組み 1 茅ヶ崎市立小・中学校の児童・生徒の学習・生活状況の把握」に関してです。「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」については、Google フォームを活用した調査を実施し、より多くの教職員が分析結果を閲覧し、教育活動の工夫・改善に役立つよう、教育センターホームページ「学びのひろば」に動画をアップしています。

集計結果を見ると、「学級の友だちと一緒に学習することが楽しいですか」「授業がわからなく

なったとき、先生や友だちが助けてくれると思いますか」といった質問に対する肯定的な回答は上昇傾向にある反面、「自分の目標を作り、それに向かって学習していますか」「ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことはありますか」といった質問に対する肯定的な回答は減少傾向にありました。

このように茅ヶ崎市の全児童・生徒の状況を数値として把握することは、教職員による日常的な観察等、主観的な捉えも大切ですが、客観的にデータとして経年での変化で捉えることにより、児童・生徒の状況をきめ細かく把握することが可能となり、教育活動の工夫・改善にとっても有効であると言えます。こうした資料は活用されることに価値があることから、視聴回数の改善を図るために、周知方法の改善や活用した好事例を掲載するなど、積極的に結果の活用が進むよう引き続きの対応を期待します。

政策6 安全で安心な教育施設の整備

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

学校施設は基本的な教育条件の一つであり、教育水準の維持向上の観点からその安全性等を確保し、児童・生徒等の発達段階に応じた安全・安心で質の高い施設整備を行う必要があります。また、学校施設は、災害時に地域住民の避難所等にもなることから、その耐震化や防災機能の強化も極めて重要であることが国のさまざまな報告書でも指摘されています。併せて、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」の答申でも指摘されている、教育内容・方法の変化に対応して多様化する学習活動に適応していくことも重要な視点です。学校施設の長寿命化を計画的に進めるための財源確保として、学校施設整備基金を設置し将来の整備に備える取り組みや、整備の指針となる学校施設再整備基本計画への着手等、児童・生徒の安全・安心を守るための具体的な対応策が示されたことは評価できます。ぜひとも、基本計画の策定が順調に進み、一日も早い再整備への着手がなされることを期待します。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

「6-1 教育施設の再整備」の「取り組み1 教育施設の長寿命化及び大規模な改修」に関してで

す。学校施設再整備基本計画の策定については、前年度の調査を踏まえて素案を作成し、再整備のための財源確保として「学校施設整備基金」を設置しています。基本計画の策定にあたっては関係各課との調整が必要であり、その調整にも時間を要したものと推察されます。一つ一つハードルをクリアし、茅ヶ崎の小・中学校に通学する児童・生徒にとって安全・安心な施設の提供に向け、引き続きの取り組みをお願いします。

重点施策ではありませんが、関連する施策に「6-2 計画的な教育施設の維持保全」の「取り組み 1 教育施設の管理、保守点検及び修繕」があります。学校施設の長寿命化や大規模な改修には一定の時間と経費が必要となります。その間の対応として、日常的な保守点検及び修繕が重要な役割を果たすと考えます。日常的な対応に関しては限界がありますが、こうした丁寧な点検・修繕を重ねることで、学校における事故の防止にもつながり、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることにもつながります。併せて、学校施設の使用許可件数の推移を見るとコロナ感染症まん延後、許可件数も2倍近くとなっていることから、日常的な保守点検及び修繕に関しては、事故防止の観点からも重要な取り組みであり、長寿命化及び大規模な改修と合わせて対応することが必要です。

政策7 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

○自己評価（各施策の取り組みと効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

中学校給食に関しては、モデル事業に取り組み、給食のニーズや配膳・下膳をはじめとする学校運営上の課題を把握することに努めるなど、全校での円滑な導入へ向けた取り組みが進められています。同時に、献立に関して生徒が考えるなど、学校ぐるみで取り組みも進められています。今年度は、全13校で事業者による2日間ずつの体験試食会も開催されるとのことです。アンケート等を活用して、より多くの生徒や保護者の意見が反映された中学校給食が実施されるよう、引き続き、着実な進捗に努めていただくことをお願いします。

○重点施策の取り組み内容（実績）及び取り組みの効果に対するコメント

「2 指標の推移」に関してです。「②地域の大人に見守られていると思う割合」と「③いつも登

下校している通学路が安全だと思える割合」が示されています。児童・生徒への見守りには地域の
方々（自治会等）の協力が不可欠です。こうした活動は個人負担が大きく、長年携わっていただ
いている方々の高齢化も進む中で、今後、コミュニティ・スクールの進捗状況も見据えながら、
行政・学校・地域の三者で連携してより良い方向を見出すなど、今後の取り組みの工夫も必要で
あると考えます。

「7-2 中学校給食の実現」の「取り組み1 中学校給食に向けた検討」に関してです。生徒を対象
としたアンケートによると、喫食の時間について短い、やや短いと答えた生徒が75%という結果
が示されています。一方で、給食の時間は、「準備から片付けの実践活動を通して、計画的・継続的
な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることが
できる」とされています（文部科学省「食に関する指導の手引」）。コロナ感染症まん延後の給食時
間の様子を思うにつけ、仲間と語り合い食事を楽しむ時間の重要性は、望ましい食習慣を身に付ける
上でも重要な視点であると考えます。ぜひ、モデル事業を通じてさまざまな意見を聴取し、より良
い結論を導いていただくことを期待しています。

最後に

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条で規定されている「点検・評価」は、教
育委員会の事務の管理及び執行の状況に関し、PDCAサイクルに基づいて計画の進行管理を行い、
教育施策を計画的かつ効率的に進める上で重要な役割を果たしています。そうした観点から令和4
年度の施策・事務事業の内容等を確認すると、点検・評価の実施時期、教育施策に関する相談・調
整等、適切な見直しとそれに伴う、結果を踏まえた改善が図られています。

「教育委員会の点検・評価結果報告書」に関しては、構成が変更され、見開き2ページに、1自
己評価として「各施策の取り組みと効果を総括」「課題と今後の方向性」2指標の推移、という形
式で整理され、一括して政策や事務事業の効果・課題、今後の方向性、根拠となる資料が記載され
ています。それに対応する形で、有識者による知見の記載方法も変更されています。さらに、内容・
構成、分量・装丁・表記等に関しても、見やすく、読みやすくなっています。

こうした変化は一見すると見過ごされがちですが、事務局として、毎年度の点検・評価の結果を

受け、改善すべき点を明確にし、具体的な改善策を講じながら政策・事務事業の改善を図っていることの一つの表れであると捉えます。そうした事務局の努力に対して敬意を表するものです。